

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願

令和 7 年 8 月 29 日

亀山市議会議長 岡本 公秀 様

請願者 全日本自動車産業労働組合総連合会
三重地方協議会 議長 片山 智成
三重県鈴鹿市平田町 1907



紹介議員 深水 隆司
櫻井 清蔵
福沢 美由紀
草川 卓也



【請願趣旨】

昨年末に公表された税制改正大綱において、自動車税制の見直しについて、令和8年度の大綱で結論を出すことが明記されました。

自動車関係諸税はその負担が重いほど、自動車を日常的に利用する地方の住民や企業にとって大きな負担となります。現行の税制は、50年以上にわたり複雑かつ過重で、時代にそぐわないものとなっており、これを抜本的に見直すべき絶好の機会と捉えています。

とりわけ、現行税制の負担軽減（減税）と簡素化を強く求めるとともに、地方自治体においてもデジタル化や次世代モビリティ（CASE・MaaS）への対応を進め、暮らしやすく働きやすい地域社会（人口流入・雇用創出）を実現していくためには、自動車関係諸税の地方税部分を減税する場合でも、国税からの譲与措置を前提とするなど、地方税収に影響を及ぼさない形でのユーザー負担軽減策を講じることが不可欠です。

以上の理由から、貴議会において、地方財源に影響を与えないよう国税からの譲与を前提とした自動車関係諸税の見直しについて、国の関係機関に対し下記の内容を求める意見書を提出いただくよう、強くお願い申し上げます。

【請願事項】

「自動車関係諸税の見直し」に関し下記事項に賛同するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

記

1. 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の廃止
2. 自動車重量税における「当分の間税率」の廃止
3. 自動車重量税および自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の保有時の税額引き下げによる負担軽減措置の実施
4. 複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税の公平・中立・簡素な税負担」の早期実現
5. 燃料課税における「当分の間税率」の廃止
6. 複雑な燃料課税の簡素化
7. タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）
8. 車体課税および燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不条理な課税は廃止し、税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと
9. 自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講じ、地方税収に影響を与えないようにすること